

上里町配合飼料及び施設園芸燃油高騰対策給付事業実施要綱

令和8年1月19日 告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰に直面する畜産農家及び施設園芸農家を支援するため、予算の範囲内において上里町配合飼料及び施設園芸燃油高騰対策給付事業給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「畜産農家」とは、日本標準産業分類（令和6年4月1日施行）に定める酪農業、肉用牛生産業、養豚業及び養鶏業を営む農家で、今後も事業を継続する意思を有する者をいう。
- 2 この要綱において「施設園芸農家」とは、農業生産施設を利用し、産業分類に定める野菜作及び花き作農業を営む農家で、今後も事業を継続する意思を有する者をいう。
- 3 この要綱において「配合飼料」とは、令和7年1月から12月までに購入した配合飼料又は配合飼料の主な原料（トウモロコシ、こうりゃん、大麦及び小麦等）とする。
- 4 この要綱において「施設園芸燃油」とは、令和7年1月から12月までに購入した重油又は灯油等で施設の加温に使用した燃料とする。

(交付額及び交付対象者)

第3条 配合飼料に係る給付金の交付額は、畜産農家が令和7年1月から12月までに購入した配合飼料の数量に応じ、次のとおりとする。

5円/kg 上限40万円

2 施設園芸燃油に係る給付金の交付額は、施設園芸農家が令和7年1月から12月までに購入した施設園芸燃油の数量に応じ、次のとおりとする。

10円/l 上限20万円

3 交付対象者は、前条に規定する畜産農家又は施設園芸農家とし、町内に住所もしくは主たる事業所を有する、認定農業者又は地域計画の目標地図に位置づけられている者とする。

(給付金の交付申請)

第4条 給付金の交付を希望する交付対象者（以下「申請者」という。）は、町長に対し上里町配合飼料及び施設園芸燃油高騰対策給付事業給付金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）を令和8年3月31日までに提出するものとする。

2 前項の申請書には、町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、目的及び内容により必要がないと町長が認めるときは、申請書への記載及び書類の添付を省略することができる。

(給付金の交付決定通知及び支払)

第5条 町長は、前条の規定による給付金の交付申請があったときは、申請書及び添付書類の審査並びに必要な応じて行う調査等により、給付金交付の可否を決定し、速やかに上里町配合飼料及び施設園芸燃油高騰対策給付事業給付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項により交付決定のあったものについては、速やかに振込先口座に給付金を支払うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、上里町配合飼料及び施設園芸燃油高騰対策給付事業給付金交付申請取下げ届（様式第3号）により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、前条の交付の決定及び通知は、なかったものとみなし、交付済みの給付金がある場合は、遅滞なく返還しなければならない。

(給付金の交付の決定の取消し)

第7条 町長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付の決定の全部又は一部について取消しをすることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定後に、第4条の申請内容に誤りが認められたとき。
- (3) 給付金の交付条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行ったときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第8条 町長は、給付金の交付の決定を取り消した場合において既に給付金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年2月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。

上里町長

申請者 住 所

(請求者) 氏 名 印

代表者名
(法人の場合)

電話番号

上里町配合飼料及び施設園芸燃油高騰対策給付事業給付金交付申請書兼請求書

上里町配合飼料及び施設園芸燃油高騰対策給付事業給付金の交付を受けたいので、上里町配合飼料及び施設園芸燃油高騰対策給付事業実施要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請兼請求額 円

2 産業分類

分類	畜産農家 ・ 施設園芸農家
----	---------------

分類は、畜産農家・施設園芸農家どちらか該当するものに○を付けてください。

3 購入実績 (R7.1.1~12.31)

	配合飼料	施設園芸燃油
購入量	kg	ℓ

4 振込先 (申請者名義)

金融機関	銀行・金庫 農協・組合 他()	口	フリガナ	
	本店 支店		名義人	
		座	種別	1 普通 ・ 2 当座
	口座番号			

5 誓約 (内容を確認し、各項目に☑してください。)

(チェック欄)

- 本申請書記載の内容に虚偽がないことを誓約します。誓約事項に虚偽があった場合は、給付金を返還することを誓約します。
- 反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意志がないことを誓約します。

6 添付書類 (内容を確認し、各項目に☑してください。)

- 振込口座が分かる通帳の写し (通帳の表紙を開いた最初の1,2ページ目、申請者本人名義)
- 物品購入等の納品書等 (日付、宛名、発行者、数量、納品日、金額が明示のもの) の写し

様式第2号（第5条関係）

上里町配合飼料及び施設園芸燃油高騰対策給付事業給付金交付（不交付）決定通知書

農振第 _____ 号
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

様

上里町長

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日付けで申請のありました上里町配合飼料及び施設園芸燃油高騰対策給付事業給付金につきましては、次のとおり決定しましたので通知いたします。

交付 ・ 不交付

1 交付の場合 (1) 交付決定額 _____ 円

(2) 振込予定日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

※事務手続上、前後する場合があります。

2 不交付の場合 理由

様式第3号（第6条関係）

上里町配合飼料及び施設園芸燃油高騰対策給付事業給付金交付申請取下げ届

令和 年 月 日

上里町長

申請者 住 所

氏 名

上里町配合飼料及び施設園芸燃油高騰対策給付事業給付金交付申請を取下げたいので、
下記のとおり届け出ます。

記

取下げ日	令和 年 月 日
------	----------